

令和8年度（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の追加公募について

1 公募の趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（令和6年度～令和8年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、補助金を活用した募集（公募）を実施します。

なお、補助対象とはなりません。この募集によらず随時に整備することも可能です。詳細は「令和8年度千葉市地域密着型サービス事業者の随時指定について」に記載しています。

2 募集するサービスの種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 又は
看護小規模多機能型居宅介護

※ 認知症対応型共同生活介護事業所と併設することも可能とする。

3 募集地域及び募集数

（1）募集数

1 事業所

（併設する認知症対応型共同生活介護は、1事業所につき3ユニットまでとする。）

（2）募集地域

〈あんしんケアセンター圏域別町名〉

区	圏域
中央区	第2圏域（旭町 亀井町 亀岡町 栄町 新宿 新田町 新町 神明町 千葉港 中央中央港 鶴沢町 出洲港 道場南 問屋町 東本町 富士見 本町 都町 本千葉町）
	第3圏域（青葉町 市場町 稻荷町 亥鼻 葛城 寒川町 末広 千葉寺町 長洲 港町 矢作町）
花見川区	第2圏域（天戸町 柏井1丁目 作新台 長作町 長作台 花島町 花見川）
	第3圏域（犢橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目）
	第4圏域（朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目 西小中台 畑町 宮野木台1丁目）
若葉区	第4圏域（大井戸町 大草町 太田町 小倉町 小倉台 御成台 小間子町 金親町 上泉町 御殿町 坂月町 更科町 下泉町 下田町 旦谷町 千城台北 千城台西 千城台東 千城台南 富田町 谷当町）
	第5圏域（五十土町 和泉町 大広町 大宮町 大宮台 川井町 北大宮台 北谷津町 古泉町 佐和町 高根町 多部田町 中田町 中野町 野呂町）
緑区	第3圏域（あすみが丘 あすみが丘東 板倉町 大木戸町 大椎町 大高町 大野台 越智町 小山町 土気町 上大和田町 下大和田町 高津戸町 小食土町）
美浜区	第1圏域（中瀬1丁目 ひび野1丁目 真砂 若葉）

※ 事業所の立地は、市街化区域または市街化調整区域（ただし登録定員20人以上）のいずれも可能としますが、利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域とし、具体的には別紙「（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地条件」に該当する

場所を条件とします。

4 募集用地

- (1) 自己所有地・借地を問いません。公募申込み時点で事業予定地を決定していなくても構いません。
- (2) 抵当権（根抵当権を含む）等の事業所存続の支障となりうるような第三者の権利設定が無いことを条件とします。
- (3) 事業用地を借用し、建物を建設することで事業を開始する場合は、賃貸借予約契約書等が必要です。
また、新たに事業用地を購入する場合、選定前に土地の購入をする必要はありませんが、審査時は土地の売買確約書等により、事業用地の確保を確認します。
- (4) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。

5 公募の要件

- (1) 事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。（法人設立予定のものを含む。）
- (2) 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第65号）など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (3) 新耐震基準（昭和56年6月施行）に基づく建物であること。（耐震診断や耐震改修工事等により耐震基準を満たすことが確認された場合を含む。）また、平成18年8月31日以前に新築の工事に着手した既存建築物については、アスベストの飛散がない状態であること、アスベストの除去等の措置済であること、又はアスベストが使用されていないこと。
- (4) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (5) 建設計画については、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めること。また、この公募申込みの時点において説明を終えている必要はないが、公募申請書を提出する際には、必ず自治会等を構成する近隣住民の方々の理解を得るようにすること。
- (6) 原則令和10年1月1日までに事業者指定を受けること（令和9年12月10日までに事業者指定に係る審査を受けること。）としますが、建物の建設等により期日までに指定を受けることが困難な場合は、開設時期について介護保険事業課と協議を行うこと。
- (7) 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。
- (8) サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに併設しないこと。
- (9) （看護）小規模多機能型居宅介護は、訪問・通い・宿泊の機能を組み合わせてサービスを提供するという点で、他のサービス種別以上に、高度な専門性や運営の安定性が必要となることから、現在（看護）小規模多機能型居宅介護を運営している法人が応募する場合、以下の条件を満たしていること。満たしていない場合は（看護）小規模多機能型居宅介護の安定的運営、専門性の確保に向けて注力していただくため、応募対象外とする。（千葉市内外を問わず）
 - ・これまでの公募で選定された（看護）小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、公募時に提案した人員配置・登録定員・利用定員を概ね満たしていること。
 - ・（看護）小規模多機能型居宅介護の1年以上の運営実績があること。※上記条件は、本公募申込の前1年間に（看護）小規模多機能型居宅介護事業所を開設した団体のみを

対象としたものであり、(看護)小規模多機能型居宅介護事業の運営実績のない団体の申込を妨げるものではありません。

(10) 利用者の安全確保の観点から、災害のおそれがある場所での施設整備は次のとおりとする。

①災害レッドゾーン

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域のいずれかに該当する場合、応募不可とする。

②災害イエローゾーン

- ・土砂災害警戒区域、浸水深1メートル以上の浸水想定区域等のいずれかに該当する場合、やむを得ない事情(※1)がある場合を除き、原則として応募不可とする。
- ・浸水深1メートル未満の浸水想定区域等の場合は応募可能とするが、(※2)に記載の追加要件を満たすことを条件とする。

(※1) 日常生活圏域の大半が災害イエローゾーンである場合等。

(※2) 当該区域で整備する場合は、想定される被災リスクに対して、被害の防止・軽減のための対策及び迅速な避難を可能とするための施設・設備上の対策が実施される計画となっていること及び想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画となっていること等を追加要件とする。

6 公募スケジュール(予定)

公募申込みを行った事業者に対しては後日公募の手引き等を送付する予定です。

公募スケジュールの詳細については、公募の手引き等でお示します。

8月13日	公募申込み受付開始
9月1日	公募申込み受付締切
9月初旬(未定)	公募の手引き等を公募申込事業者あてに送付(予定)
9月中旬(未定)	公募申請書受付開始
10月初旬(未定)	公募申請書受付締切
10月下旬～11月下旬(未定)	第1次審査(書面審査)、第2次審査(ヒアリング審査)
12月(未定)	あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取
令和9年1月(未定)	選定事業者の決定

※ 選定後は、速やかに施設設置に係る事前協議を開始するとともに、条件が整い次第、整備に着手してください。

7 公募申込期間及び方法

申込期間：令和8年8月13日(木)～9月1日(火)(土・日・祝日を除く。)

午前10時～午後4時

申込方法：必ず事前電話連絡のうえ、千葉市介護保険事業課の窓口以下書類を直接お持ちください。

申込期間の終了間近は混みあうことが予想されますので、なるべく早めの申込みをお勧めいたします。

※ 郵送での申込みも可能とします。

郵送の場合も必ず事前電話連絡のうえ、9月1日(火)必着でご提出ください。

<公募申込提出書類>

- ア 令和8年度(看護)小規模多機能型居宅介護事業者追加公募申込書
- イ 法人の概要(法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等)

8 留意事項

- (1) 本公募において整備事業者として選定された後、事業者の申し出により事業を辞退した場合、原則として、辞退日から3年間、(看護) 小規模多機能型居宅介護事業者の公募に応募することはできません。
なお、県の地域医療介護総合確保基金が交付されないことにより辞退した場合は、次年度以降、申請が可能となりますが、改めて審査を受ける必要があります。
- (2) 本公募への応募時点において、正当な理由がなく当該サービスの人員、設備及び運営に関する基準を満たしていない事業所を運営している法人は、本公募に応募できません。
- (3) 公募申込みを行った事業者のみが公募に参加することができます。
- (4) 公募申込みについては、運営予定法人(法人設立予定の場合も同じ。)とします。公募申請書は、公募申込みをした運営予定法人のみ提出できます。(公募申請書の数、1運営法人につき1部に限ります。)
- (5) 公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- (6) 公募の手引き等を送付後、公募申請書の受付を開始します。必要書類、提出期間及び審査基準等は、公募の手引き等でお示しします。
- (7) 本公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

9 補助金について

(看護) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護事業所の整備は、県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所整備に係る経費について、補助を実施する予定です。

ただし、本補助金は、県との協議により決定されることから、公募途中において、補助単価が変更される可能性や補助金が交付されない可能性があります。

(参考) 補助金額概要

		(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所	認知症対応型共同生活介護事業所
施設整備費	1事業所あたり 上限額	①4, 150万円(予定) ②空き家(空き家等対策の推進に関する特別措置法第2条第1項に定めるものをいう。)を活用した施設整備の場合は、1, 100万円(予定)。 ③(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所と認知症対応型共同生活介護事業所を合築・併設する場合は、それぞれの補助単価に1.05を乗じた額。	
	対象経費	建築費、改修費 (設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外)	
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人 運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者	
開設準備経費	1事業所あたり 上限額	103万6千円(予定) ×宿泊定員	103万6千円(予定) ×定員
	対象経費	開設に係る備品購入費、人件費等	
	補助対象者	事業所を整備・運営する法人	

※経費により一般競争入札に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。

※開設予定の建物が賃貸である場合、施設整備費の補助は対象外となります。

10 提出・問合せ先

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 介護保険事業課 事業所支援班

千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5062

FAX：043-245-5621

メール：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

URL：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/index.html>

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の立地条件

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることを条件とします。

<立地条件>

- 1 設置しようとする事業所を含む半径200mの区域内に10戸以上の住宅等建築物があること。
- 2 設置しようとする事業所を含む片側30m、延長500mの区域内に10戸以上の住宅等があること。
- 3 区域の境界付近にある住宅等については、区域線に当該住宅等の一部が含まれる場合、この住宅等を加えることができる。
- 4 適用に当たっては、円形、線形いずれかの方法を選択できるものとする。

<立地条件のイメージ>

